

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 規則

○特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）……………一

### 告示

○建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………二

○建築基準法による道路位置の指定の変更……………（同）……………二

○居宅サービス事業者の指定……………（福祉保健局高齢社会対策部在宅支援課）……………二

○指定居宅サービス事業者の廃止……………（同）……………三

○介護予防サービス事業者の指定……………（同）……………三

○指定介護予防サービス事業者の廃止……………（同）……………三

○家畜人工授精師の登録……………（産業労働局農業振興事務所振興課）……………三

### 告示（選）

○東京都知事選挙の選挙期日…………………………三

○東京都知事選挙における選挙長及び同職務代理者の選任…………………………四

○東京都知事選挙における候補者の選挙運動に関する支出制限額…………………………四

○東京都知事選挙において繰上投票する投票区及び投票期日…………………………四

○東京都知事選挙における選挙会の場所及び日時…………………………四

○東京都議会議員補欠選挙を行う事由の発生…………………………四

○東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における選挙人名簿の登録基準日及び登録日…………………………四

○不在者投票管理者を置く施設の指定…………………………四

○不在者投票管理者を置く施設の指定取消…………………………四

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消…………………………五

○個人、政党及び政党等演説会場の指定取消…………………………五

○東京都知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時…………………………六

○特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新……………（生活文化局都民生活部管理法人課）……………六

○東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における選挙長の事務を行う場所……………（東京都選挙管理委員会）……………六

○東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）……………七

○東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）……………七

○東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）……………七

○東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）……………七

○東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）における政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にする届出、申請等の受付場所……………（同）……………七

## 規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。  
令和二年六月十八日  
東京都知事 小池 百合子

### ●東京都規則第百一十号

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和四十二年東京都規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

別表第四常時介護を要する状態の項中「十六万五千五百十円」を「十六万六千九百五十円」に、「七万七千九百十円」を「七万二千九百九十円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八万二千五百八十円」を「八万三千四百八十円」に、「三万五千四百

円)を「三万六千五百円」に改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)(別表第四の規定は、令和二年四月一日(以下「適用日」という。))以後の期間に係る介護補償について適用し、適用日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
- 3 適用日からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)(の前日までの間において、この規則による改正前の特別区の消防団員等の公務災害補償に関する条例施行規則の規定に基づき支給された介護補償(適用日から施行日の前日までに係る分に限る。))は、新規則の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

告示

●東京都告示第八百五十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)(第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

同右

令和二年五月二十二日	多摩市一ノ宮一丁目七番二、同番七及び同番八の各一部	延長 二一・九八 幅員 四・〇〇
令和二年六月一日	小金井市本町四丁目二千七	延長 五・三九

同右

令和二年六月四日

百七十二番六及び同番十八の各一部	幅員 四・〇〇
小平市花小金井南町一丁目百三十三番九、同番十、同番二十六及び同番二十九の各一部	延長 一九・六二 幅員 四・〇〇

●東京都告示第八百五十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)(第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和二年六月十八日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

同右

令和二年五月二十二日	多摩市一ノ宮一丁目五番一の一部、同番一、同番二、同番二十五、七番二、同番四、同番七及び同番八の各一部	延長 六七・七〇 幅員 四・〇〇
------------	--	---------------------------

●東京都告示第八百五十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十条第一項の規定により指定居宅サ-

ビス事業者を指定したので、同法第七十八条第一号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在 指定年月日

大和リビング 立川紀水苑 立川市幸町二 令和二年一  
ケア株式会社 地 丁目五十三番 月一日

大和リビング 福生紀水苑 福生市本町八 同日  
ケア株式会社 十七番地一

株式会社東日 ローベル西台 板橋区西台一 令和二年三  
本福祉経営サ 丁目四十番十 月一日  
ービス 五号

●東京都告示第八百五十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条第二項の規定により指定居宅サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第七十八条第二号及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第三百三十一条の二の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在 廃止年月日

株式会社ライ 立川紀水苑 立川市幸町二 令和元年十  
フコンプリー 丁目五十三番 二月三十一  
ト東京 一号 日

株式会社ライ 福生 紀水苑 福生市本町八 同日  
フコンプリー 十七番地一

●東京都告示第八百五十七号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百五十五条第二項の規定により指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第一百五十五条の十及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百零三条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在 指定年月日

大和リビング 立川紀水苑 立川市幸町二 令和二年一  
ケア株式会社 丁目五十三番 月一日

大和リビング 福生紀水苑 福生市本町八 同日  
ケア株式会社 十七番地一

株式会社東日 ローベル西台 板橋区西台一 令和二年三  
本福祉経営サ 丁目四十番十 月一日  
ービス 五号

●東京都告示第八百五十八号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第一百五十五条第五第二項の規定により指定介護予防サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第一百五十五条の十及び介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百零三条の二十三の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和二年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

サービスの種類 介護予防特定施設入居者生活介護

事業者の名称 事業所の名称 事業所の所在 廃止年月日

株式会社ライ 立川紀水苑 立川市幸町二 令和元年十  
フコンプリー 丁目五十三番 二月三十一  
ト東京 一号 日  
株式会社ライ 福生 紀水苑 福生市本町八 同日  
フコンプリー 十七番地一

●東京都告示第八百五十九号

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)第十四条の規定により、次の者を家畜人工授精師名簿に登録した。

令和二年六月十八日

東京都知事 小 池 百合子

免許番号 免許年 住所 氏名 家畜の種類及び業務の別

第八百二 令和二 東京都福 星 広樹 牛  
十七号 年三月 生市武蔵 家畜人工授精  
日 三十一 野台一丁 の業務

目二番地 豚 家畜人工授精  
二 福生 の業務  
住宅二三  
〇七号室

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第六十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、令和二年七月三十日に任期が満了する東

京都知事の選挙期日を次のとおり定めた。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

選挙期日 令和二年七月五日

●東京都選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定により、令和二年七月五日執行の東京都知事選挙における選挙長及び同職務代理者を次のとおり選任した。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

選挙長

澤野 正明 世田谷区成城七丁目十一番五号

選挙長職務代理者

五十嵐 正 足立区西新井本町四丁目十二番十八号四〇一

●東京都選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条第一項第四号及び同条第二項並びに公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第二百二十七条の規定により、令和二年七月五日執行の東京都知事選挙における候補者の選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

支出制限額 六千五百万円

●東京都選挙管理委員会告示第六十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第五十六条の規定により、令和二年七月五日執行の東京都知事選挙において繰上投票を行う投票区及び投票期日を次のとおり定めた。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

繰上投票区

小笠原村第二投票区(母島)

繰上投票期日 令和二年七月四日

●東京都選挙管理委員会告示第六十四号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十八条の規定により、令和二年七月五日執行の東京都知事選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

場所 東京都選挙管理委員会室

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎  
北塔三十三階

日時 令和二年七月六日 午後二時

●東京都選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第一百一十一条第一項第三号の規定により、東京都議会議員から大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区選出議員について各一名の欠員通知を受けているので、同法第百十三条第三項第三号の規定に基づき、令和二年七月五日執行の東京都知事選挙と同時に東京都議会議員補欠選挙(大田区、北区、日野

市及び北多摩第三の各選挙区)を行う事由が生じた。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

●東京都選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第三項の規定により、令和二年七月五日執行予定の東京都議会議員補欠選挙(大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区)における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日を次のとおり定めたので、公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第十四条第二項の規定により告示する。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

基準となる日 令和二年六月二十五日。ただし、年齢については、同年七月五日

登録を行う日 令和二年六月二十五日

●東京都選挙管理委員会告示第六十七号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第百十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第百三十号))において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

特別養護老人ホーム文京 文京区大塚四丁目五十番一号  
大塚みどりの郷

ニチイホーム碑文谷 目黒区碑文谷三丁目十二番十五号

医療法人財団日扇会第一 目黒区中根二丁目十番二十号  
病院介護医療院

東京令和館中野 中野区江古田四丁目四十三番五号

トラストガーデン荻窪 杉並区清水二丁目四番三号

医療法人社団慈誠会 板橋区若木一丁目二十四番十七号  
慈誠会若木原病院介護医療院

介護医療院陵北病院 八王子市西寺方町三百十五番地

さんあい介護医療院 八王子市宮下町三百七十七番地

ふよう病院介護医療院 町田市南町田三丁目四十三番一号

介護専用型ケアハウス国 国立市青柳三丁目二番十九号  
立あおやぎ苑 西東京市緑町三丁目六番一号  
田無病院介護医療院

●東京都選挙管理委員会告示第六十八号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び漁業法施行令(昭和二十五年政令第三十号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)においてその例によることとされる場合を含む。)の規定に基づき、不在者投票を行うことができる施設として指定

した次の施設につき、その指定を取り消した。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

施設の名称 所在地

山口病院 豊島区西巢鴨一丁目十九番十七号

●東京都選挙管理委員会告示第六十九号

次の施設について、個人演説会等を開催できる施設としての指定を取り消した旨、報告があった。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和2年6月1日	八王子市選挙管理委員会	恩方市民集会場	八王子市下恩方町3395番地

告示(選挙長)

●東京都知事選挙選挙長告示第一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により、令和二年七月五日執行の東京都知事選挙における選挙立会人を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり告示する。

令和二年六月十八日

東京都知事選挙選挙長

澤野正明

場所 東京都選挙管理委員会事務局

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎  
北塔三十三階

日時 令和二年七月二日 午後六時

公告

特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新  
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十一条第二項の規定に基づき認定の有効期間を更新したので、同条第五項において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。

令和二年六月十八日

東京都知事 小池百合子

一 名称

特定非営利活動法人ACE

二 代表者の氏名

尾上 由香、小林 裕

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野一丁目六番四号 あつきビル三階

四 更新された認定の有効期間

令和二年一月十九日から令和七年一月十八日まで

一 名称

特定非営利活動法人ハートセイビングプロジェクト

二 代表者の氏名

羽根田 紀幸

三 主たる事務所の所在地

東京都世田谷区下馬五丁目十七番十二号

四 更新された認定の有効期間

令和二年四月二十七日から令和七年四月二十六日まで

東京都議会議員補欠選挙(大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区)における選挙長の事務を行う場所について

令和二年七月五日執行予定の東京都議会議員補欠選挙(大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区)における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めた。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

一 大田区選挙区

(一) 令和二年六月二十六日 午前八時三十分から午前十時まで

大田区役所第五・第六委員会室

大田区蒲田五丁目十三番十四号 大田区役所本庁舎十一階

(二) 令和二年六月二十六日 午前十時以降

大田区選挙管理委員会事務局

大田区蒲田五丁目十三番十四号 大田区役所本庁舎九階

二 北区選挙区

令和二年六月二十六日 午前八時三十分以降

北区選挙管理委員会室

北区滝野川二丁目五十二番十号 北区役所滝野川分庁舎三階

三 日野市選挙区

(一) 令和二年六月二十六日 午前八時三十分から午前十時まで

日野市役所全員協議会室

日野市神明一丁目十二番地の一 日野市役所本庁舎六階

(二) 令和二年六月二十六日 午前八時以降

日野市選挙管理委員会事務局

日野市神明一丁目十二番地の一 日野市役所本庁舎五階

四 北多摩第三選挙区

(一) 令和二年六月二十六日 午前八時三十分から午前十時まで

調布市文化会館たづくり大会議場

調布市小島町二丁目三十三番地一 調布市文化会館たづくり十二階

(二) 令和二年六月二十六日 午前十時以降

調布市選挙管理委員会室

調布市小島町二丁目三十五番地一 調布市役所六階

東京都議会議員補欠選挙（大田区、北区、日

野市及び北多摩第三の各選挙区）における政

党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会

にする届出、申請等の受付場所について

令和二年七月五日執行予定の東京都議会議員補欠選挙

（大田区、北区、日野市及び北多摩第三の各選挙区）にお

いて、政党その他の政治団体が東京都選挙管理委員会にす

る届出、申請等の受付場所を次のとおり定めた。

令和二年六月十八日

東京都選挙管理委員会

東京都選挙管理委員会事務局

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第一本庁舎北塔

三十三階

発行  
 東京都  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一  
 号  
 電話 ○三(五三二)一一一一(代)

郵便番号  
 163-8001

定価  
 本号  
 一箇月 六、六〇〇円  
 (郵送料を含む)

印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山一丁目十三番七号  
 電話 ○三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号  
 113-0001

